

鋳物業における死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	起因物 (小)	事故 の 型	労働者 の 規 模
2017	1	10～ 11	工場内で溶解鉄を鋳型に流し込む注湯作業中、溶解鉄の入った湯くみを1度地面に置いた後、もう1度持ち上げようとした際、本人の不注意で隣にあった鋳型にぶつかり湯くみの中の溶解鉄がはね、指と足にかかり火傷を負った。	48	519	11	1～ 9
2017	1	10～ 11	加工工場内において作業台の上でバイスに試験片を固定し、刻印を打つ作業中、刻印を左手で持ち、ハンマーを右手で持って試験片の刻印作業を行う際、誤って左手親指の付け根にハンマーが当たり負傷した。	20	364	3	100 ～ 299
2017	1	10～ 11	当社工場内溶解炉付近にて、注湯準備の為トリベに溶湯を入れた後に蓋をしたところ、すき間から溶湯がこぼれて、左足の安全靴に入り、左足裏を火傷した。	70	379	11	30 ～ 49
2017	2	8・9	作業場内、バリ砂落とし機のワークの中にエアシリンダーとワークの間に不注意より左手を挟んで左手母指を損傷した。	47	169	7	50 ～ 99
2017	2	1・2	鋳造工程のうち、造形作業（砂で鋳型を製作）をしていたところ、型となる砂を詰めるための鋳込み型（重量200～300kg）の位置がずれたため装置横より足をかけて押し戻そうとしたところ右手をかけていたレール部分に移動装置（金枠を重ねるための装置）が移動してきて、ローラ部分に小指・中指が挟まれた。	20	229	7	100 ～ 299

2017	3	7~8	自社工場内にて、作業しやすいように枕木を置こうと、鋳物を20cm程度フックで吊り上げ、左腕を鋳物の下に入れたとき、鋳物からフックが外れて枕木と鋳物との間で腕を挟んだ。	54	372	4	10 ~ 29
2017	3	14~15	工場内の仕上馬において、仕上げた製品を持ち上げて、他の製品の上に載せようとしたがバランスを崩して載せきれず、下にあった製品と持っている製品の間で右手中指を挟み負傷した。	25	521	7	10 ~ 29
2017	3	11~12	コインパーキングの新設工事で、作業員2名で精算機（85kg）の移動作業中に、手を滑らせバランスを崩したため、精算機を体で支えゆっくりと地面に落花させた。その際に、精算機と地面の間に左手の指先（中指、薬指）が挟まり、負傷した。	45	211	4	50 ~ 99
2017	3	16~17	仕上工場内で終始部品仕上作業中に、隣で仕上作業をしていた人が天上クレーンで未仕上製品を吊り上げ運ぶ際、操作を誤り振り子のようになった部品が飛んできて、作業中の製品との間に左手小指の先を挟まれケガをした。	29	211	6	10 ~ 29
2017	4	8~9	1号キュポラから前炉への湯量が少なかった為、湯量の改善を図ったがうまくいかず、キュポラから湯があふれ、小規模水蒸気爆発が起こり、1号キュポラの操業を中止することとした。中止作業のなかで、キュポラの底の蓋を開けた際、落下したキュポラ内容物が下部に溜まった水と接触し、大規模水蒸気爆発が起こり被災した。	56	341	14	50 ~ 99
2017	4	8~9	1号キュポラから前炉への湯量が少なかった為、湯量の改善を図ったがうまくいかず、キュポラから湯があふれ、小規模水蒸気爆発が起こり、1号キュポラの操業を中止することとした。中止作業のなかで、キュポラの底の蓋を開けた際、落下したキュポラ内容物が、下部に溜まった水と接触し、大規模水蒸気爆発が起こり被災した。	55	341	14	50 ~ 99
2017	4	7~8	作業場内に於いてクーラー清掃作業中、清掃後のフィルターを本体へセットし終えたため、脚立を降りていたところ、足を滑らし体のバランスが崩れ床へ落下した際、右側頭部、右肘、左膝を打ち負傷した。	74	371	1	10 ~ 29

2017	4	21～ 22	鋳物工場において、ベルトコンベアに乗っている鋳物製品を拾い上げる作業中、隣の製品がベルトコンベアの振動により転がり、左手人差し指に当たった。	52	224	6	50 ～ 99
2017	4	2～3	被災者は操業終了後、造型機のメンテナンス作業を他2名の作業者と行っていた。造型機のスライドゲートの清掃、点検を行うため、被災者が造型機内に入り、他の作業者のうち1名がスライドゲートの開閉を担当した。お互いにスライドゲートを閉めることを合図確認した後、操作パネルでスライドゲートを閉じる操作を行ったところ、被災者がスライドゲート部で首を挟まれていた。	32	169	7	100 ～ 299
2017	4	14～ 15	注湯ラインで注湯作業を行っていた際、ズボンのポケットへ入れていたタオルへ溶湯のチル玉が飛んで来て着火した。この火が作業服に延焼し被災した。火が作業服へ延焼した時は、作業者は気付かなかった。火が服に広がって背中が熱いので造型者に背中の確認を依頼したところ燃えている事がわかった。造型者はすぐ消火を行った後、冷水により火傷部分を冷やした。被災者が着ていた作業服材質は綿製で、会社指示材質であった。	62	529	11	30 ～ 49
2017	5	12～ 13	金属加工の際、部品の固定に左足でペダルを踏んで操作時に重い扉を開閉するのに右脚（膝）を軸にしていたため負傷した。	51	419	19	1～ 9
2017	5	11～ 12	当社工場内において鋳物造型に使用する金枠を移動する際、トロツコに不安定な状態で積んでしまい、移動の振動で崩れて落下した金枠に右手母指をぶつけ負傷した。	38	362	4	10 ～ 29
2017	5	16～ 17	工場内で、鋳物の中子を見た後、高さ1m位の網パレットから飛び降りた際、右足かかとから着地し痛めた。	39	417	3	10 ～ 29
2017	5	9～ 10	抜型のローラーコンベアのローラーの間に足を挟んでしまい、膝を捻ってしまった。	38	224	7	30 ～ 49

2017	5	13～ 14	事業所内で品物の研磨作業中、ベルトグラインダーで指を切傷し、骨折した。	59	153	8	1～ 9
2017	5	16～ 17	工場内中子造型場にて、作業終了作業の清掃で、砂混練ミキサーのスイッチが入っているにもかかわらず清掃を行い指を挟んでしまった。	23	162	7	10 ～ 29
2017	5	11～ 12	仕上工場において、異形管（300×45°）を専用のカゴに入れようとした際にカゴの側面にフランジが当たり、上手く入らなかったため、右手で挿し口を持って直そうとした際に鋳物製品が滑り、製品カゴと異形管との間に本人の右手小指を挟んだ。	60	379	7	100 ～ 299
2017	5	21～ 22	工場内の砂処理場において、バケットエレベーター部品（プーリー約120kg）をホイストクレーンで吊り上げ作業中、ホイストクレーン操作の補助として、最上階（約30m）に上がり、吊り上げられてくるプーリーの位置を右手でワイヤーを持ちながら調整していたところ、プーリーの引き上げ状況に気を取られ、ワイヤーを持っていた手の位置が滑車の近くにあるのに気付かず、滑車に触れて右手中指等を負傷した。	44	121	7	50 ～ 99
2017	5	16～ 17	工場内で鋼管下降（ネジ切り）を自動で行っている時、切粉が鋼管に巻きついた事が原因で機械が停止したため、詰まった鋼管を手で取り除こうとした。その際、電源を切らないようにするスイッチバーが完全にずらしきれておらず（詰まりの為）、手を伸ばした時に振動で次工程への作業を進める為のリーダーが作動し、右手人差し指を挟まれた。	38	159	7	100 ～ 299
2017	6	22～ 23	当社工場注湯作業場で、鋳型に注湯作業中、鋳型から飛び跳ねた湯玉が地面に落ちて周囲に飛び散り、安全靴を履いていた左足に付着し、浸透して左足甲部位を火傷して痛み、受傷したものである。	29	521	11	50 ～ 99
		13～	第1工場の製鋼現場で、新しく購入したコンクリートミキサーを使って、耐火材を練る作業を行い、そのミキサー内の清掃作業を行っていたところ、板状の回転物に右手の人差し指と中指の先を挟んでし				50

2017	6	14	まい、指先を裂傷した。（皮手袋を着用していた。）回転物が確実に停止したことの確認、作動防止対策（コンセントを抜くなど）をしていなかった。	23	162	7	～ 99
2017	6	10～ 11	派遣先にて、鋳物製品の研磨作業に従事中、自動研磨機から取り出した製品（直径20cm弱、約4kg）を、機械横に設置した仮置き台（高さ130cm）に3段ほど積んで置いていた時、被災者の腕が接触して製品がバランスを崩し落下した。落下した製品が、被災者の右小趾に当たり受傷したものである。	32	391	4	～ 99
2017	6	23～ 24	製品（約44kg）加工の完了後、治具から外し、吊り上げ治具をセットし吊り上げようとクレーンを上昇させた際に、吊りフックが外れて顔に飛来し、裂傷を負った。	37	211	6	～ 99
2017	6	14～ 15	作業員が、アルコール性塗型剤をブッカケ塗型機のタンクに補充する際、毎回周りの火気の有無を確かめてから補充していたが、今回、タンク内のポンプブラケットに穴が空いていたのを知らず、他の従業員がスイッチを入れてしまい、その穴からポンプ内の溶液が飛び、作業員の衣服に付き、その後方で消えていると思った中子にも飛沫し引火し、さらに衣服に着いたアルコールにも引火したと思われる。その際に、左脇腹と腕に火傷を負った。	22	519	11	～ 29
2017	6	10～ 11	社内工場にて、ダイカスト鋳造機によるアルミ材鋳造作業に従事中、鋳造機に背を向けた状態で、鋳造機にセットした金型より溶けたアルミ材が飛び、これが背部に当たり、火傷を負ったものである。	59	715	11	1～ 9
2017	6	18～ 19	第2工場ペッカー作業場で、コンベアから製品をパレットに移していた。手に持っていた製品が落ち、それを避けるため右足を後ろに避けた時、後にあったパレットの蓋に右踵をぶつけて負傷した。	27	379	19	～ 299
			当社、工場内に於いて、コンベア上の鋳物（砂付）をホイストクレーンで吊り上げるために、積み置きしていた鋳物を左手で引っ				30

2017	7	8~9	張った際、勢い余ってコンベアのエッジにつかまっていた右手（中指、薬指）の方へ倒れて、鋳物とコンベアに挟まり、負傷したものの。	55	521	7	~ 49
2017	7	9~10	工場内仕上げ場にて鑄造作業中、型枠より製品を取り出すために型ばらしを行っていた。その際、ハンマーで型枠を叩いて分離させる ところ、誤って型枠でなく、自分の左手を叩いてしまい、骨折した。	20	364	7	1~ 9
2017	7	15~16	鋳物製品を仕上げ中、不安定な状態で削っていたため、製品が足の上に倒れた。	29	521	4	—
2017	7	11~12	作業中、鑄型を作る機械（高さ約2.75m）の上部にある砂補給タンクの中に砂が入っているかを確認するため、設置されている梯子をのぼり、床から約1m50cmの位置からタンク内を目視確認した。その後、下りようとしてバランスを崩し、足から飛び下り、左踵を骨折した。	61	921	19	1~ 9
2017	7	9~10	検査作業場にて、ベンチ上面パネル（単量250kg、幅600mm×長さ2,200mm）の測定を終了したあと、高さ60cm程の検査台から床にマグネット付きのホイストクレーンで降ろそうとした。その際、床まで高さ30cmの辺りまで下降したときに、ベンチ上面パネルが落下して、本人の右足親指と人差し指に当たり負傷した。	23	521	4	100 ~ 299
2017	7	9~10	工場内で仕上作業中、作業台へ鋳物をのせる際に、誤って指を挟んでしまった。慌てて指を抜こうとして、右手中指を負傷した。	28	521	7	10 ~ 29
2017	7	14~15	顧客先資材置場で、マンホール蓋の納入作業中、トラックの荷台から飛び降りたときに、コンクリートの床と地面の間に段差があり、枯れ葉から堆積していて見えなくなっていたため、ちょうど段差の所に着地してしまい、足首を捻って負傷した。	37	221	3	1~ 9
2017	7	14~	堰折場でオシレート上の製品を解く作業をしていたとき、オシレート（高さ70cm）上に詰まった製品があふれて、製品（重さ18kg）が	46	521	4	100 ~

		15	甲カバー付き安全靴の上に落下した。				299
2017	7	14～ 15	工場内で鋳物出荷時に、製品をクレーンで吊り上げたとき、別の製品が傾き、左足の甲の上に倒れて来た。	31	211	5	10 ～ 29
2017	7	9～ 10	工場内で、サンダーを使って鋳造物の研磨作業をしていたとき、鋳造物を移動していたところ、鋳造物と手袋が引っかかり、約10cmの高さから100kg程の鋳造物が落ちて来て手を挟み、薬指の第一関節を骨折した。	53	521	7	1～ 9
2017	7	8～9	工場塗装場で歩行中、床に敷いてある厚さ3mmのベニヤ板に躓き、転倒を避けるため踏ん張ったときに足を捻ってしまい、右足首を骨折した。	58	522	19	100 ～ 299
2017	7	14～ 15	ショットブラストの高さ1.1m位の所にある、スチールショット投入口に立って、ブラスト内にエアブローをしていたとき、バランスを崩して右足踵から落ち、尻もちをついて倒れ、右足踵にひびが入った。その際に腰も打ち、立てなくなったので入院した。	62	417	1	10 ～ 29
2017	9	11～ 12	工場内検査場所にて作業中、後方に3歩ほど下がった所に、フォークリフトが走行していて接触し転倒。右足小指を骨折した。	68	222	6	10 ～ 29
2017	9	16～ 17	上記日時、当社工場造型場内に於いて、鋳型を製作する過程で砂を出すために、使用するミキサーでスイッチを切ったものの、惰性で回転している装置内の羽車に誤って左手が触れ示指（第一関節部位）、中指（第二関節部位）が切断されたものである。	35	121	7	10 ～ 29
2017	9	17～ 18	操業終了時リフトにて材料の準備を終えてリフトから下車した時に、ふらつきリフトの座席に手を伸ばし捕まろうとした時、座席のシートに穴があいており、そこに小指が引っ掛かり小指を骨折した。朝から風邪気味で薬を服用していた、災害時に脱臼したと思い、自分で治したが2日経っても腫れたままだったので、月曜日に病	58	222	7	100 ～ 299

			院へ行き骨折と診断された。				
2017	9	16～ 17	鑄造第3工場内にてフォークリフトが停止している時、被災者がフォークリフトの側に来て、運転手がフォークリフトを前進させた際、フォークリフトの右後輪が被災者の右足踵に当たり、負傷した。	52	222	6	100 ～ 299
2017	9	15～ 16	工場内でクレーンの作業の補助をしている時に、吊具を取り替える為、今付いている吊具をはずし、置いた時に吊具がたおれて、それを支えようとして、左手人差し指を負傷した。	19	372	5	10 ～ 29
2017	10	8～9	ドラム工場仕上げ作業場において、けんすいによるバリとり作業中、同じ構内で従事している別会社の工員が、フォークリフトでローラーコンベア上のパレットを取ろうと回転した際に、被災労働者の左後方から激突し、右足を巻き込んだまま数十センチ引きずった。	39	222	6	10 ～ 29
2017	10	15～ 16	鉄鑄物を製造する為、電気溶解炉で溶解作業をしているとき、溶けた溶鉄に鉄缶に入れスチールスクラップを追加投入したところ、スチールスクラップが錆びていたため、溶鉄が飛び散り、顔面と両手を火傷した。	34	521	11	30 ～ 49
2017	11	9～ 10	当社工場の型場にて金枠に砂を入れ鑄型を作り、作業している所から2～3mの場所に鑄型を移そうとクレーンに付けたワイヤーを金枠の吊り手に掛け移動しようとしたところ、吊り手の溶接部分が折れ金枠が足に落ち足の指を骨折した。	60	372	4	10 ～ 29
2017	11	15～ 16	子どもを1Fに誘導する際に、階段を足元が見えず（荷物を持っていたので）踏み外し、4段程落下した。その際、足首をひねり着地したので足首を骨折した。	22	521	11	10 ～ 29
2017	11	15～ 16	得意先において、トラック荷台の荷物の上に乗るシートを掛けている時、シートを広げていたらシートに足が引っかかり、荷台上に膝から落下し、左膝を負傷したものである。	46	413	19	10 ～ 29

2017	11	8~9	ショット工場で型バラシをした製品を吊金具で移動作業を始めた時、外れて右足の上に落ちてしまった。（安全靴を履いていた。）	57	372	4	10 ~ 29
2017	11	11~12	機械場で、重量100kg位の鋳物製品をクレーンで移動させる時に、操作ボタンを押し間違えて、上に上げるべきところを下に下げたため、鋳物製品が倒れて左足の上に落ちた。安全靴は履いていた。	48	211	4	10 ~ 29
2017	11	9~10	15GNショットのターンテーブルから南側のローラーコンベア上にある搬送容器に鋳物（約20kg）を手で持ち運搬していた。その時、手が滑り持っていた鋳物を左足の甲の上に落とし負傷した。	26	521	4	50 ~ 99
2017	11	16~17	工場440造機にてKC671ブロック寄せ中子造型を行っていた。造型中下型へブローキャンドルの残り（異物）を発見した。ブローキャンドル除去の為に作業エリアから造機横側へ移動した。エリアセンサーを遮光した状態で上型と下型の間に上体を入れ、下型内に残ったキャンドルを取ろうとした。（エリアセンサーが遮光されていれば上型が下降せず遮光解除の2秒後に下降が再開される制御）しかし、上記の状態のまま上型が下降し、上型（560kg）に頭部、右腕肩甲骨周辺まで挟まれた。	57	—	7	10 ~ 29
2017	11	10~11	生産3課の検査室から、不良品4個（1個105kg）を左手に持ち、不良品置き場に持って行っていた。通路に人がいたため、避けようと右側を通った際、スロープの段差（最大段差12cm）に右足が落ちて、転倒し負傷した。	40	417	2	100 ~ 299
2017	12	17~18	溶解職場での仕事を終えて、更衣室に行くために厚生棟西側階段で2階に向かうときに、階段下1段目ステップに上がろうとしたときに躓き、正面の壁に頭部を強打した。その際に頸椎を圧迫したと思われる、身体を動かすことができなくなった。転倒後も会話はできたが、躓いたあとの記憶がなく、どこでどのように激突したかは不明である。	49	413	2	300 ~ 499
			工場ロードセンター東側発電機の燃料補給時に、トラックに積んだ				

2017	12	5~6	ドラム缶から補給口までホースが届かなかったため、トラック荷台上でドラム缶の移動を行おうと力を入れたとき、腰に痛みを感じ、坐骨神経痛と診断された。	37	921	19	~	500
2017	12	23~24	砂落としエプロンショット用集塵機に手と足をかけ、清掃作業を行っていたときに手が滑り、集塵機のそばにあったパレティーナの上に落下し、床に右手をつき骨折した。	61	169	1	~	50
								99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html